

物品売却に係る入札説明書

1 入札物件 別紙に示す試験研究機器及び機械装置等

2 入札の参加資格

次の事項に該当する場合は、入札に参加することはできません。

- (1) 成年被後見人
- (2) 未成年者、被補佐人及び被補助人であって、契約締結のための同意を得ていない者
- (3) 事前に入札参加申込書を提出していない者

3 入札物件公開の日時及び場所

- (1) 日時 平成 29 年 7 月 24 日（月）から 8 月 8 日（火）の 9 時 30 分～11 時 30 分
※事前に岩手県工業技術センターまでご連絡いただき、日時を打合せ願います。
- (2) 場所 岩手県工業技術センター（盛岡市北飯岡二丁目 4-25）

4 入札参加申し込み

- (1) 提出期間 平成 29 年 7 月 24 日（月）から平成 29 年 8 月 8 日（火）の 9 時～17 時
- (2) 提出先 岩手県工業技術センター総務部
- (3) 提出方法 持参又は郵便による提出とします。
郵便の場合は 8 月 8 日（火）17 時必着とします。ファックス等での申込みは受けません。
- (4) 提出書類
下記により提出してください。

法人の 場 合	ア 入札参加申込書（様式 1） イ 身分証明書（運転免許証又は健康保険被保険者証等）の写し
個人の 場 合	ア 入札参加申込書（様式 1） イ 身分証明書（運転免許証又は健康保険被保険者証等）の写し ウ 本説明書中、2 入札の参加資格(1)イに該当する場合はその同意書（様式 4）

5 入札及び開札

- (1) 入札日時 平成 29 年 8 月 23 日（水） 11 時 00 分から
- (2) 入札場所 岩手県工業技術センター 2 階 2-A 会議室
- (3) 注意事項
ア 入札時刻に遅れた場合は、辞退とみなします。
イ 入札当日は内容説明を行いませんので、不明な点はあらかじめお問合せください。

6 入札に必要な書類等

- (1) 入札書（様式2）
- (2) 委任状（様式3）

入札参加申込をした者が入札に参加せず、代理人により入札に参加する場合は提出してください。

- (3) 身分証明書（運転免許証、健康保険被保険者証等）
- (4) 印鑑（代理人が入札に参加する場合は委任状に受任者使用印として押した印鑑）

7 入札方法

- (1) 1の入札物件について、1件ごとに入札に付し、岩手県工業技術センターが定める予定価格以上の金額で、最高の価格をもって入札した者と売買契約を締結します。
- (2) 初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとします。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (4) 入札に当たっては、希望する品目のみの入札も可能です。
- (5) 落札者となるべき入札者が2人以上いる場合は、くじによって落札者を決定します。
- (6) 入札金額は、算用数字でペンまたはボールペンで記入し、入札金額を書き損じた場合は、新たな用紙に書き直してください。
また、一度提出した入札書は、書き換え、引換え又は撤回することができません。
- (7) 代理人により入札行為をさせようとする場合は、入札書提出の前に6(2)の委任状を提出してください。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、入札は無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札書の記載事項等に不備がある入札
- (3) 金額を訂正した入札
- (4) 明らかに連合によると認められる入札
- (5) 入札に際し不正な行為があると認められた入札

9 入札保証金

見積もる入札金額の100分の3以上の入札保証金を納めていただきます。

ただし、競争に参加しようとする者が保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結したときは、免除します。

10 契約締結及び売却代金の納入

- (1) 契約代金は、入札書に記載された金額に消費税を加算した金額になります。
- (2) 落札者は、平成29年8月29日（火）までに契約を締結してください。

(3) 売却代金の納入は、契約締結後、別に発行する納入通知票により、指定期日までに納入していただきます。

なお、契約金額が50万円を超えた場合は、契約金額の5パーセントに相当する額を契約保証金として契約締結前に納付していただきます。

(4) 落札者の決定後、契約書を作成し、契約が確定するまでの間において、当該落札者が入札公告又は入札説明書に掲げるいずれかの条件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しません。

11 物品の引渡し期限及び場所

(1) 現物の引渡しは、売却代金の納入を確認した後とします。

(2) 搬出期限は、平成29年9月22日（金）とします。

(3) 入札物件の落札者への引渡し方法は、岩手県工業技術センターの物件設置場所において現状渡しとします。

(4) 物件の移動・撤去、搬送及び設置にかかる法定手続等の必要な手続は、すべて落札者の負担において速やかに行うこととします。

(5) 物件引渡し後の不調や故障についての補償は一切行いません。

12 問い合わせ先 岩手県工業技術センター総務部

住 所 〒020-0857 岩手県盛岡市北飯岡二丁目4-25

連絡先 TEL：019-635-1115 Fax：019-635-0311

(様式1)

入札参加申込書

平成 年 月 日

地方独立行政法人
岩手県工業技術センター理事長 様

住所又は所在地
商号又は名称
代表者・氏名
電話番号

印

平成29年7月 日付で公告のあった下記物品の公売に係る一般競争入札に参加したいので、関係書類を添えて申し込みます。

記

番号	物品名
1	焼成炉（シンコー科学製 MGH-D0-150S）
2	シャトル式ガス窯（森下工業製）
3	加圧雰囲気炉（島津製）

※入札を希望する物品番号に「○」を付してください。

○添付書類

法人の場合	個人の場合
ア 入札参加申込書（様式1）	ア 入札参加申込書（様式1）
イ 身分証明書（運転免許証又は健康保険被保険者証等）の写し	イ 身分証明書（運転免許証又は健康保険被保険者証等）の写し
	ウ 入札説明書中、2 入札の参加資格(1)イに該当する場合はその同意書（様式4）

(様式2)

入札書

平成 29 年 8 月 23 日

地方独立行政法人
岩手県工業技術センター理事長 様

住所又は所在地
商号又は名称
代表者・氏名
(代理人氏名)

印
印)

1 入札物品及び入札金額

番号	物 件 名	金 額 (円)						
1	焼成炉 (シンコー科学製 MGH-D0-150S)							
2	シャトル式ガス窯 (森下工業製)							
3	加圧雰囲気炉 (島津製)							

※ 入札金額には消費税及び地方消費税相当額は含みません。

2 搬出期限

平成 29 年 9 月 22 日 (金)

(様式3)

委 任 状

平成 年 月 日

地方独立行政法人
岩手県工業技術センター理事長 様

住所又は所在地
商号又は名称
代表者・氏名 印

私は、下記の者を代理人と定め、岩手県工業技術センターが行う下記物品の入札に関する一切の権限を委任します。

記

1 入札物品

番号	物 品 名
1	焼成炉 (シンコー科学製 MGH-D0-150S)
2	シャトル式ガス窯 (森下工業製)
3	加圧雰囲気炉 (島津製)

2 代理人

受任者

氏 名

受任者

使用印

3 委任期間

平成 28 年 8 月 23 日 から 平成 年 月 日 まで

(様式4)

同 意 書

平成 年 月 日

地方独立行政法人
岩手県工業技術センター理事長 様

住 所
氏 名 印

入札申込者との関係_____

下記の者が、平成 29 年 8 月 23 日の物件売却入札に参加することに、
して同意します。 と

記

(入札申込者) 住 所
氏 名 印

物 品 売 買 契 約 書

岩手県工業技術センター（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）
とは、物品の売買について、次のとおり契約を締結する。

第1 甲は乙に対し、末尾に表示する物件（以下「契約物件」という。）を売り渡す。

第2 契約金額及び契約保証金は、次のとおりとする。

- (1) 契約金額 金 円（うち消費税額 円）
- (2) 契約保証金 免除

2 前項の代価は、甲が発行する納入通知票の定めるところにより納付しなければならない。

第3 物品の引渡場所及び搬出期限は、次のとおりとする。

- (1) 場 所 岩手県工業技術センター（盛岡市北飯岡二丁目4-25）
- (2) 搬出期限 平成29年9月22日（金）

第4 契約物件の引渡しは、代価及び遅延利息を完納した日以降に、甲の職員と、乙又は乙の指定する者の立会いのうえ、契約物件の引渡場所において行うものとする。

第5 乙は、契約物件の引渡しを受ける前に、契約物件を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。

第6 物件の移動・撤去、搬送及び設置にかかる法定手続等の必要な手続は、すべて落札者の負担において速やかに行うこととします。

第7 乙は、自己の責めに帰すべき理由により、代価の支払を遅延した場合においては、甲に対して支払の日までの日数に応じ、契約金額につき年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

第8 乙は、自己の責めに帰すべき理由により搬出期限までに契約物件を搬出しない場合は、違約金として、搬出期限の翌日から遅延日数1日につき、契約金額から搬出部分相当額を控除した額につき年2.7パーセントの割合で計算した額に相当する金額を甲に支払わなければならない。

第9 この契約物件に数量の不足若しくは隠れた瑕疵があっても、甲はその責めを負わない。

第10 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められる場合
- (2) 乙から契約解除の申出があった場合
- (3) 乙が契約の履行について不正の行為をした場合
- (4) その他乙又はその代理人がこの契約に違反した場合
- (5) 乙が次のいずれかに該当する場合

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員 又はその支店若しくは物品の製造の請負又は買入れ契約を締結する権限をもつ事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下、この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 前項の規定によって契約を解除したときは、乙の納付した契約保証金は、甲に帰属するものとする。

なお、契約保証金を免除している場合にあつては、乙は契約金額の 100 分の 5 に相当する額を甲に納付するものとする。

第 11 乙は、この契約履行に当たって、暴力団等による不当要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けた場合は甲に報告するとともに、警察に通報しなければならない。

第 12 甲は、契約物件が搬出されるまでの間は、第 10 条第 1 項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項の規定によって契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

第 13 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲・乙協議するものとする。

この契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその 1 通を保有するものとする。

平成 29 年 8 月 日

甲 岩手県盛岡市北飯岡二丁目 4-25

地方独立行政法人 岩手県工業技術センター

理 事 長 木 村 卓 也

印

乙

印

物件の表示

番号	物 件 名	数 量